

1 適用範囲

本仕様書は、広島県（以下「甲」という。）が受注者（以下「乙」という。）に委託して実施する業務について、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務名

令和8年度里山広葉樹林利活用検討調査業務

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務の目的

里山の広葉樹林は古くから燃料や農業肥料等、地域住民の生活必需品を得る場として定期的に伐採利用されてきたため、比較的直径が細く、明るい環境の林が維持され、こうした環境を好む昆虫や草本類が多く生育する等、独自の生態系を形成してきた。

しかし、燃料革命以後、燃料や肥料等としての利用が大きく縮小し、放置された樹木が大径化し、林内の藪化が進行したことにより、ナラ枯れの蔓延や人間と野生生物との軋轢が生じるなど、社会問題となっている。

一方で、国内における広葉樹材の需要量のうち7割以上は製紙用チップとしての利用で、家具等の製材用途での利用は1割に満たない。また、国内における製材用途での需要量の大半は輸入広葉樹材によって賄われており、製材用途の需要に対して、国産広葉樹材の供給が不足している状況である。

そこで、本業務では、県内の広葉樹材について、伐採～流通～利用のサプライチェーンの実態を把握するとともに、公共工事等の支障木等として伐採された広葉樹材を、製材用途の需要者等とマッチングし、製材～乾燥～製品化までの工程を試行する。

これらの取組により、需要側と供給側の情報共有を図り、地域特性に応じたサプライチェーン構築に向けた課題を整理し、広葉樹材の利活用の推進につなげることを目的とする。

5 業務の内容

本業務は令和8年度から令和10年度にかけて実施する予定である。各年度の業務内容は次の通り。

(1) 令和8年度

ア 県内における広葉樹の資源分布の把握

環境省の自然環境保全基礎調査、林野庁の森林生態系多様性基礎調査等、既存資料を活用し、県内全域における広葉樹の資源分布をとりまとめること。

イ 県内及び近隣における広葉樹材の利用に関するサプライチェーンの把握

①川上事業者（広葉樹の素材生産事業者等）にアンケート調査等を行い、広葉樹材の生産及び付

加価値の高い樹種等の仕分けの実態を把握すること。

②川中事業者（卸、製材、乾燥事業者等）にアンケート調査等を行い、広葉樹材の流通の実態を把握すること。

③川下事業者（木製品生産事業者等）にアンケート調査等を行い、広葉樹材の利用の実態及びニーズ（樹種、品質、規格、量等）を把握すること。

現状で調査候補は、川上、川中、川下で各 10 事業者程度を見込んでいるが、必要に応じて調査候補リストを加除し、サプライチェーンの実態把握の精度を高めるよう工夫すること。

なお、契約後、県が把握する調査候補リストの詳細について、受注者と共有する。

ウ モデル地区におけるマッチング立木リストの作成及び需給マッチング

①マッチング立木リストの作成

林道工事区域内で 2 か所のモデル地区（表 1）を設定し、伐採予定範囲内に生育し、胸高直径 20cm 以上の広葉樹について、表 2 に示す項目を測定してリスト化すること。

加えて、調査個体を識別できるようにナンバリングするとともに、個体の外観が判別できる写真を撮影すること。

また、契約後、モデル地区の詳細について、受注者と共有する。

なお、モデル地区を追加で設定する必要がある場合は、県と受注者で協議して決定する。

表 1 モデル地区の概要

	A 地区	B 地区
場所	庄原市東城町	庄原市東城町
伐採予定面積	約 1,200m ²	約 1,800m ²
胸高直径 20cm 以上の本数 見込み	50 本程度	20 本程度
伐採予定時期	令和 8 年 8 月中旬以降	令和 8 年 7 月下旬以降

表 2 測定項目

測定項目	備考
樹種	
胸高直径	測定単位：cm
通直な材が採取できる長さ	測定単位：m（10cm 単位）

②需給マッチング

マッチング立木リストをもとに、用材としての利用を志向する川中及び川下事業者と木材のマッチングを行い、マッチングされた木材を希望する事業者に引き渡すこと。

また、マッチングされた木材について、引渡後の、製材、乾燥、試作品製作等の過程を後年度も含めて調査し、用材利用に向けた課題や可能性を整理すること。

なお、マッチングを効果的に実施するため、運搬、製材、乾燥、試作品製作に係る経費について、委託料から一部支援することは差し支えない。

エ ワーキンググループ（以下、「WG」）の運営

外部組織の参画によるWGを令和8年9月を目途に開催し、事務局として運営すること。
WGでは、事業の進捗状況を共有するとともに、事業の効果や改善点等について意見を聴取し、必要に応じて次年度以降の事業内容へ反映する。

なお、参画者の選定及び依頼、WGで示す資料の作成は県が行うこととし、受注者は次の項目に関する業務を行うこと。参画者は県内の森林組合、試験研究機関、大学への依頼を見込んでいる。

- ①開催日時の調整
- ②開催会場の確保（対面開催の場合）
- ③議事録の作成

また、WGは対面、オンライン、個別説明のいずれかで開催することとし、開催形式については県と協議して決定すること。

なお、参画者は県内の森林組合、試験研究機関、大学からの参加を見込んでおり、WG開催に当たり、費用弁償等が必要な場合は、委託料から支払うこと。

オ 報告書の作成

ア～エの調査結果を踏まえ、県内における広葉樹材の高付加価値用途での利用促進についての現状、課題、今後の方向性をまとめた報告書を作成すること。

(2) 令和9年度

ア モデル地区におけるマッチング立木リストの作成及び需給マッチング

①マッチング立木リストの作成

林道工事区域内等で2か所程度のモデル地区を設定し、5（1）ウ①と同様にリストを作成すること。

なお、モデル地区の詳細については、県が別途指示する。

②需給マッチング

5（1）ウ②と同様に、事業者と木材のマッチングを行い、マッチングが成立した木材を希望する事業者に引き渡すとともに、引渡後の、製材、乾燥、試作品製作等の過程を後年度も含めて調査し、用材利用に向けた課題や可能性を整理すること。

また、マッチングを効果的に実施するため、運搬、製材、乾燥、試作品製作に係る経費について、委託料から一部支援することは差し支えない。

なお、令和8年度に引き渡した木材の利用状況について調査し、用材利用に向けた課題や可能性を整理すること。

イ 広葉樹の目利き技術の見える化

県内で広葉樹を取り扱う川中事業者（1～2社程度）に協力を依頼し、用材利用が期待できる広葉樹の目利き技術（用途別に求められる樹種、寸法、形状、品質等）を表等に整理すること。

なお、虫食いや節等、従来は欠点材と見なされていた材について、近年では消費者の意識が変わり、エシカル消費として支持される事例があることを踏まえ、広葉樹の目利き技術を見える化すること。

ウ WG の運営

5（1）エと同様に WG を令和 9 年 9 月を目途に開催し、事務局として運営すること。

エ 報告書の作成

ア、イ、ウの調査結果を踏まえ、県内の広葉樹材の高付加価値用途での利用促進に向けた課題及び提言をとりまとめた報告書を作成すること。

（3）令和 10 年度

ア 過年度にマッチングされた木材の利用状況についてのモニタリング

過年度に引き渡した木材の利用状況について調査し、用材利用に向けた課題や可能性を整理すること。

特に、完成した試作品について、マッチングされた木材の利用状況、今後同様の利用を拡大する際の課題について整理すること。

イ WG の運営

5（2）ウと同様に WG を令和 10 年 9 月を目途に開催し、事務局として運営すること。

ウ 報告書の作成

3 年間の調査結果を踏まえ、県内の広葉樹材の高付加価値用途での利用促進に向けた課題及び提言、活用に向けたビジネスモデルをとりまとめた報告書を作成すること。

6 留意事項

（1）受注者は、契約期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、業務の実施状況を定期的に報告し、県と連絡調整を十分に行うこと。報告の頻度及び方法は、県と協議の上、決定する。

（2）契約の締結、業務の履行に必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受注者の負担とする

（3）プロポーザル提案書に明記されている場合を除き、本調査の一部を第三者に委託する場合は、書面により県の承諾を得ること。その際、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記した物を県に提出すること。

（4）この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、県と受注

者とが協議して定めるものとする。